

○政省令・通達等による追加情報（令和元年7月31日現在）

平成31年度税制改正の関連政省令や通達等が公表され、平成31年度税制改正の詳細が明らかとなりました。そこで、追加情報を下記のとおり整理しましたので、ご活用ください。

□ ふるさと納税の見直し

【17頁】 ふるさと納税に係る総務大臣の指定

ふるさと納税の対象となる都道府県、市区町村が総務大臣の指定となり、令和元年6月1日以降の寄附について適用されている。対象となる団体についても、令和2年9月30日まで対象になる団体と令和元年9月30日まで対象になる団体（令和元年7月中に改めて申し出を行うことが可能）の2通りが存在する。令和元年9月30日までの指定とされている団体及びふるさと納税の対象となっていない団体は次のとおりとなっている。これら以外の団体については、令和2年9月30日まで指定を受けている。

（1）令和元年9月30日までの指定団体（43市町村）

都道府県名	対象市区町村
北海道	森町 八雲町
宮城県	多賀城市 大崎市
秋田県	横手市
山形県	酒田市 庄内町
福島県	中島村
茨城県	稲敷市 つくばみらい市
新潟県	三条市
長野県	小谷村
岐阜県	美濃加茂市 可児市 富加町 七宗町
静岡県	焼津市
大阪府	岸和田市 貝塚市 和泉市 熊取町 岬町
和歌山県	湯浅町 北山村
岡山県	総社市
高知県	奈半利町
福岡県	直方市 飯塚市 行橋市 中間市 志免町 赤村 福智町 上毛町
佐賀県	唐津市 武雄市 小城市 吉野ヶ里町 上峰町 有田町
宮崎県	都農町
鹿児島県	鹿児島市 南さつま市

（2）ふるさと納税の対象となっていない団体（1都、4市町）

都道府県	東京都
市区町村	小山町（静岡県）、泉佐野市（大阪府）、高野町（和歌山県）、みやき町（佐賀県）

□ 個人版事業承継税制の創設

【22 頁】 個人事業承継計画の様式等

個人版事業承継税制に必要な個人事業承継計画について、中小企業庁から様式が公開されている。事前手続きや、実際の贈与等後の認定申請マニュアルも公表されている。

- ・ 中小企業庁HP「個人版事業承継税制の前提となる認定」（令和元年5月29日更新）
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.htm
- ・ 中小企業庁「個人版事業承継税制の前提となる経営承継円滑化法の認定申請マニュアル」（令和元年5月29日更新）
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2019/190529kojin_manual.pdf

また、個人版事業承継税制が創設されたことにより、法人の事業承継税制について、各用語に一部修正が行われたため、法人の事業承継税制についても様式が一部変更されている。

- ・ 中小企業庁HP「法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定」（令和元年5月16日更新）
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm
- ・ 中小企業庁HP「法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定に関する申請手続関係書類」（令和元年6月6日更新）
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.htm

【22 頁】 個人版事業承継税制の担保

法人版事業承継税制では対象株式のすべてを担保提供すれば、納税猶予の適用を受けている贈与税額・相続税額に相当する担保を提供しているものとされていたが、個人版事業承継税制については同様の規定が存在しない。そのため、担保提供した不動産等に価値下落が生じた場合など、追加の担保提供を求められることになるため注意が必要となっている。

【22 頁】 事業用資産の贈与とともに債務の引受けがあった場合

贈与とともに債務の引受け（負担付贈与）があった場合において、その贈与財産が土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物であるときは、それらの資産については課税時期における通常の取引価額（時価）からその債務の価額を控除した残額に対して贈与税が課税される。個人版事業承継税制を適用する場合

においては、その贈与を受けた年分の贈与税の計算については時価を基に贈与税を計算する一方、納税猶予額の計算については課税時期における相続税評価額で納税猶予額を計算する。結果として、個人版事業承継税制を適用したとしても、債務の引受けがある場合には、時価と相続税評価額との差額部分については納税が発生してしまうことになるため注意が必要である（措令40の7の8⑧・⑨、租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて（法令解釈通達）70の6の8-26）。

□ 配偶者居住権等の評価方法の整備

【33頁】 配偶者居住権が合意等により消滅した場合

配偶者居住権が被相続人の配偶者と建物所有者との合意または被相続人の配偶者による配偶者居住権の放棄等により消滅した場合において、建物所有者からその配偶者へ対価の支払いがないときは、その消滅の時ににおける配偶者居住権及び居住建物敷地利用権の価額に相当する利益に相当する金額の贈与があったものとして取り扱われる。低い価額の対価が支払われた場合には、その金額からその対価の額を控除した金額の贈与があったものとして取り扱われる。

ただし、配偶者居住権がその存続期間の満了や配偶者の死亡により消滅した場合には上記の取扱いはない（相続税法基本通達9-13の2）。

□ 法人版事業承継税制の納税猶予打切り事由の緩和

【37頁】 やむを得ない事情により資産保有型会社等に該当することとなった場合

一定のやむを得ない事情により資産保有型会社に該当することとなった場合に、その該当することになった日から6月以内に資産保有型会社に該当しなくなったときは打切り事由に該当しない。

同様に資産運用型会社に該当することとなった場合であっても、その該当することとなった事業年度終了の日の翌日以後6月を経過する日の属する事業年度において資産運用型会社に該当しなくなったときは打切り事由に該当しない。これは、資産運用型会社の判定は事業年度単位で行うためであり、翌事業年度において資産運用型会社に該当しなければ打切り事由に該当しないこととなる（措令40の8の2②⑤・②⑦）。

□ 中小企業経営強化税制

【46 頁・48 頁】 働き方改革の推進に資する減価償却資産

中小企業経営強化税制の対象となる働き方改革に資する減価償却資産について質疑応答事例が公表された。中小企業経営強化税制の対象資産となる減価償却資産は生産等設備を構成するものであり、生産等設備とは、その法人が行う生産活動・販売活動・役務提供活動等（以下、「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものとされている。生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等の中に設置される建物附属設備や器具備品について生産等設備を構成する減価償却資産に該当するとされた。質疑応答で挙げられた例については、次のとおりである。

区分	資産の例
建物附属設備	工場、店舗、作業場等の中に設置される次の施設に係る建物附属設備（電気設備、給排水設備、冷暖房設備、可動式間仕切り等） ・ 食堂・休憩室・更衣室・ロッカールーム・シャワールーム ・ 仮眠室・トイレ等
器具備品 ソフトウェア	工場、店舗、作業場等で行う生産等活動用の次の資産 ・ テレワーク用電子計算機等 ・ テレビ会議システム・勤怠管理システム等

一方、工場等と同一敷地内にある食堂棟や検診施設など、工場等とは独立した福利厚生施設（建物）については生産等設備に該当しないため、その中に設置される上記資産についても、生産等設備を構成する減価償却資産に該当しないことが明示されている。（国税庁質疑応答事例「中小企業等が取得をした働き方改革に資する減価償却資産の中小企業経営強化税制（租税特別措置法第 42 条の 12 の 4）の適用について」）。

□ 中小企業防災・減災投資促進税制の創設

【55 頁】 中小企業等経営強化法の改正法の施行日等

中小企業等経営強化法の改正法の施行日は令和元年 7 月 16 日となっている。

また、中小企業庁から事業継続力強化計画の申請様式や、策定の手引きが公表されている。

- ・ 中小企業庁HP「事業継続力強化計画」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

- ・ 中小企業庁「事業継続力強化計画策定の手引き」（令和元年 7 月 24 日更新）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/190724kyokatebiki.pdf>